

最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金を法律により保障する制度である。政府は、2016年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定している。ここでは、年率3%程度を目途として最低賃金の全国加重平均1,000円への到達を目指している。

最低賃金制度は、セーフティネットの一つとして重要なものだが、日本の最低賃金額は世界でも低く抑えられているのが現状である。また、アジア各国の最低賃金額は急速に改善が図られ、日本の最低賃金の水準は、立ち遅れが目立ち始めている。昨年の入管法改正により、外国人労働者枠の拡大に道がひらかれたが、日本の賃金水準や労働環境、雇用環境が他国労働者に与える影響力に、魅力を感じさせることができるかは、不安を感じるどころである。

日本の最低賃金は、2018年の改定により全国加重平均で874円となった。しかし、都道府県ごとに4ランクに分けられ、最高額（東京都：985円）と最低額（鹿児島県：761円）の格差は3割近くあり、その差は毎年拡大している。賃金格差によって、労働者の多くが都市部に集中していき、その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、地域経済はますます疲弊し、逆に都市部では労働人口が増えて賃金が上がりにくくなる。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改善することが必要である。

正規・非正規という雇用形態の違いによる待遇格差の是正や、若者や女性などが多様で柔軟な働き方をしながら、将来の生活に希望を持って、家庭を築き、子育てできる社会を実現するためにも、現在、政府において検討がなされている同一労働同一賃金の実現とともに、最低賃金引上げと全国での格差を解消していくことが極めて重要である。

最低賃金の引上げに当たっては、その成果を地域の中小企業に波及させることが必要である。特に、経営基盤が弱く、雇用維持に懸命な努力をしている地域の中小企業に対しては、支援の強化をおこなっていくことが不可欠である。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 最低賃金をすぐに時間額1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制の創設をめざすこと。
3. 中小企業に対する特別支援をおこなうとともに、コストが価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 根本 匠 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会